

各位

会 社 名 カンロ株式会社
代表者名 取締役社長 村上 和夫
(コード番号 2216 東証第二部)
問合せ先 取締役副社長管理本部長
武井 実
(03-3385-8811)

当社は、平成 24 年 2 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に規定する内部統制システムに関する基本方針を下記の通り一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

＜ 改定の内容 ＞

1. コンプライアンスの推進について、現行は内部通報制度を構築し、公益通報規程の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行としている。

公益通報規程は違反発生時の対応・懲罰を主たる目的に制定されていることから、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進・維持に必要な原則を「コンプライアンス組織・運営規程」、その細則として公益通報規程を見直し「内部通報基準」を制定したため、当基本方針を変更する。

2. 体裁や文言修正を行う。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 全ての役員及び社員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法精神に則り業務運営に当たる。
 - ② 反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行する。
 - ④ 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

- ⑤ 取締役の日常の職務執行に関しては、常勤取締役で構成される役員会（以下、役員会という）を定期的に開催して意思疎通を図りながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。
- ⑥ 監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ⑦ 監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講ずる。
- ⑧ 内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書を作成し、保存管理する。
- ② 監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部署を通じてこれに応ずる。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画室を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施して経営企画室に報告する。
経営企画室は全社及び各部門に関わる重要なリスクと対策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて新たな是正処置を取る。
- ② 新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画室より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の職務執行に関しては定期的に開催される役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。
- ② 取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。
- ③ 取締役会は、取締役の委嘱事項を決定し、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当企業集団は金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するために内部統制の整備、運用を行う。監査室は当該内部統制の有効性を評価するため、内部統制監査を定期的に実施し、その結果を役員会に報告する。
- ② 前記(1)～(4)に関わる事項は、子会社であるひかり製菓(株)にも原則として適用する。
- ③ ひかり製菓(株)は全額出資の子会社であり、経営に関わる重要事項は当社への報告及び承認事項とする。
- ④ 監査役及び会計監査人は、企業集団の監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。職務の執行状況及び適正性に関して、必要があれば助言、勧告、場合によっては必要な処置を取る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は内部監査部門である監査室に対して必要事項を指示し、常に連携できる体制にあることより監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役と協議する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、職務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。
- ② 取締役は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
- ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役の職務執行に関して不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。

- ④ 法令違反等の内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は「内部通報基準」に則り、通報の状況と処置結果を監査役が出席する役員会に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役及び監査役会は、代表取締役と連絡を密にし、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ② 監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。
- ③ 監査役は監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用する。

以 上